

清流ミナモの未来づくり登録要領

第1 目的

第30回全国豊かな海づくり大会の開催を契機として高まった森川海一体の環境保全意識と同大会の理念を継承・発展させ、清流を守り、活かし、伝えていく環境保全の取組を県民、団体、行政等地域社会が一体となって推進するため、これに賛同する清流の保全に資する活動を清流ミナモの未来づくり（以下「未来づくり」という。）として登録し、広く発信する。

第2 対象

未来づくりの登録の対象となる活動は、県内を主な活動場所とし、別表に掲げる活動分野のいずれかに該当する活動であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 県及び清流環境保全の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるもの。
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの。
- (3) 特定の政治、宗教、思想に係る活動とみなされるもの。
- (4) 生物多様性の保全に反する影響が生じるおそれのあるもの。
- (5) その他、未来づくりとして適当でないと認められるもの。

第3 登録手続き

未来づくりに登録しようとする者（市町村、企業、学校、NPOその他の団体に限る。以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、あらかじめ環境生活政策長（以下「課長」という。）に申請するものとする。

- (1) 清流ミナモの未来づくり登録（変更）申請書（様式1）の提出
- (2) 登録申請フォーム（LoGo フォーム）への入力
- (3) 前2号のほか、課長が適当と認める方法

2 課長は、前項の申請の内容が第2に規定する活動であると認めるときは、未来づくりへの登録を承認し、清流ミナモの未来づくり登録承認通知書（様式2）により申請者に通知するものとする。

3 課長は、前項の承認にあたって必要な条件を付することができる。

第4 登録情報の発信

課長は、第3第2項（第6第2項において準用する場合を含む。以下第5第1項及び第6第1項において同じ。）の承認を行ったときは、速やかに清流ミナモの未来づくりリストに登録するとともに、当該活動について、県のウェブサイトへの掲載その他の方法により発信するものとする。

第5 名称及び「清流ミナモ」デザインの使用

第3第2項の承認を受けた者（以下「主催者」という。）は、当該承認を受けた活動において、「清流ミナモの未来づくり」の名称、「清流ミナモ」デザイン使用取扱要領（以下「取扱要領」という。）別表1に掲げる「清流ミナモ」デザイン（第3第1項又は第6第1項の申請

において「清流ミナモ」デザインの使用を希望した場合に限る。以下「デザイン」という。)を使用することができる。

- 2 前項の規定によりデザインを使用する主催者は、取扱要領の規定を遵守しなければならない。

第6 登録内容の変更

主催者は、第3第2項の承認を受けた活動の内容を変更しようとするときは、軽微な場合を除き、第3第1項各号に掲げるいずれかの方法により、変更事項を明示して、あらかじめ課長に申請するものとする。

- 2 第3第2項及び第3項の規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。この場合において、第3第2項中「前項の申請」とあるのは「第6第1項の申請」と読み替えるものとする。

第7 登録の取消

課長は、活動がこの要領に反し、又は承認した内容と異なると認めるときは、当該活動に係る承認を取り消し、清流ミナモの未来づくり登録承認取消通知書(様式3)により主催者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により承認を取り消された者は、直ちに第5に規定する名称等の使用を中止し、速やかに該当物件を回収しなければならない。
- 3 前項の場合において、承認を取り消された者にいかなる損害が生じても、県はその責めを負わない。

第8 結果の報告

主催者は、活動が終了したときは、活動の結果概要について、速やかに課長に報告するものとする。

第9 その他

県は、活動の実施において生じた損失、損害その他について、一切の責任を負わない。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年7月19日から施行する。

附則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年5月15日から施行する。

活動分野	活動内容
清流を守る	①生物が棲めるきれいな水を守る活動 水質の監視、水質汚濁事故防止、生活排水対策、河川等の水質改善、環境保全型農業、魚つき保安林の保全、魚類等の生息調査 など
	②自然と共生した川をつくる活動 生物や景観にも配慮した川づくり、希少な野生生物の保全、水田等の生態系保全、農山村の水辺環境保全 など
	③「水みち」の連続性を確保する活動 水田魚道の整備、河川魚道の維持管理、魚類等の遡上調査 など
	④水を蓄え、土壌が流出しにくい山をつくる活動 森林・里山の整備、水源林の保全、岐阜県産J-VERの販売促進、野生動物による森林の食害対策、棚田の保全 など
清流を活かす	①森・川から生まれる環境価値を活かす活動 小水力発電の導入、木質バイオマスの利用促進 など
	②森・川が育む豊かな自然環境を活かす活動 地域の自然環境等を活かしたツーリズムの推進 など
	③森・川から生まれる県産品を活かす活動 県産材の利用促進、県産材製品のブランド力向上、環境保全型農産物の販売促進、地産地消の推進、清流魚の利用促進 など
清流を伝える	①清流を学び、次世代へ伝える活動 カワゲラウオッチング（水生生物調査）、森川里における自然体験・環境学習、環境学習指導者の養成、シンポジウムの開催 など
	②県民協働による流域活動 上下流の交流、流域の団体等による河川清掃、県民参加による河川の水質調査 など
	③岐阜の清流を県内外にPRする活動 流域の活動団体によるネットワークづくり、地域の自然環境や清流などをテーマにしたイベントの開催、地域の自然環境や清流などを体感できるイベントの開催、県外で開催されるイベント等におけるPR など

第 号
年 月 日

様

岐阜県環境エネルギー生活部
環境生活政策課長

清流ミナモの未来づくり登録承認通知書

年 月 日付けで申請のありました「 (事業名) 」について、清流ミナモの未来づくりへの登録を承認しますので、通知します。

なお、活動にあたっては、下記に留意してください。

記

(留意事項)

- 1 活動に係るチラシ、ポスター、ウェブサイト等の広報資料、配布物、看板類等には、「清流ミナモの未来づくり」の名称を可能な限り掲出してください。
- 2 登録した内容を変更するときは、軽微な場合を除き、あらかじめ変更申請書(様式1)を環境生活政策課長あて提出してください。
- 3 活動の実施後は、その結果について、任意様式により環境生活政策課長あて報告してください。
- 4 活動に必要な許認可等、必要な手続きはすべて主催者で行ってください。
- 5 活動の準備及び活動中において発生した事故等について、県は一切の責任を負いません。
- 6 「清流ミナモ」デザインの使用に当たっては、「清流ミナモ」デザイン使用取扱要領を遵守してください。

様式3

第 号
年 月 日

様

岐阜県環境エネルギー生活部
環境生活政策課長

清流ミナモの未来づくり登録承認取消通知書

年 月 日付けで承認した「 (事業名) 」について、下記理由によりその承認を取り消したので、通知します。

記

理 由